



交母だより



佐井村
交通安全母の会

秋の全国交通安全運動のお知らせ

運動の期間

9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶



日没が急に早まる秋。交通事故防止のためには、人も車も「自分を見せる」ことが大切です。

歩行者は反射材を身に付ける、車は早めにライトを点灯するなど、交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故を防止しましょう！

みんなで続けていこう！交通死亡事故ゼロ 次の目標は1,500日 記録 **1,029日** (9/1 現在)

9月の早め点灯時刻は 午後4時30分です

こちら佐井駐在所

☎**38**2218

警察の相談ダイヤル 【#9110】番

9月11日(金)は、「警察相談の日」です。

警察本部と各警察署では、DVなどの暴力、ストーカー、高金利、サイバー犯罪、薬物乱用、振り込め詐欺などの事件・事故による被害の未然防止に関する相談に応じています。

警察本部の警察安全相談室には、相談専用電話として【#9110】番を開設し、専門の相談担当者が対応しております。【#9110】番は、携帯電話やPHSからも利用可能ですが、ダイヤル回線電話や一部のIP電話からは利用できませんので、その場合は「017-735-9110」をご利用ください。(どちらも通話料は有料です。)

●駐在メモ

～交通マナー(違反)について～

前にも載せましたが、交通マナーの悪さが目立っています。特に、一時不停止と携帯電話(スマホ)が目立ちます。

一時停止せず、車に衝突しそうになって驚いた人や、携帯電話(スマホ)をしながら運転してヒヤリとした人もいます。

一時不停止も電話をしながらの運転も、マナー違反ではなく交通違反です。

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

7月 【事件】廃掃法 1件

【事故】なし

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。